

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：安城市立桜井保育園		種別：保育所	
代表者氏名：太田 洋子		定員（利用人数）：115名（85名）	
所在地：愛知県安城市桜井町宮下14番地			
TEL：0566-99-0162			
ホームページ： https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shisetsu/hoiku/sakurai.html			
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：昭和50年1月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：安城市			
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：	8名
専門職員	（専門職の名称）	名	看護師
	保育士	19名	用務員
			保育アシスタント
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室：5 ・遊戯室：1 ・便所：6 ・調乳室：1 ・医務室：1 ・職員室：1 ・給食室：1 ・教材室：1 ・倉庫等：4 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場：1 ・築山：1 ・ブランコ：1 ・鉄棒：1 ・滑り台：1 ・スペースジム：1 ・手足洗い場：I ・登り棒：1 ・シーソー：1 ・ハウス：1 ・自転車置き場：1 ・飼育小屋：1 ・花壇等 	

③理念・基本方針

（理念）
 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

（基本方針）

- ・家庭との緊密な連携の下に、養護と教育を一体的に行います。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにします。
- ・子ども一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにします。
- ・子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活ができるよう総合的な保育を行うようにします。

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況)

- ・桜井神社境内のこんもりとした森のそばに保育園が位置し、四季を通して鳥のさえずりや様々な昆虫に出会える環境にあり、近くに小学校や寺、古墳などがあり、河川に沿って広々とした田畑が広がる穏やかな地域環境下にある。保育園のどの場所に居ても新幹線の往来が眺められ、Dr.イエローは子どもの人気の的となっている。平屋建ての保育園は開設から46年の歴史を有し、地域に溶け込んだ保育園となっている。園庭には数多くの樹木があり、年輪を重ねた大きな桜は保育園に居ながら花見が楽しめる。また、築山のそばに樺の大木があり、夏には涼しげな木陰を秋には黄金色の葉が一面を彩り、四季の移ろいを感じながら遊べる場ともなっている。園庭には小さな菜園や花壇などもあり収穫体験ができる環境にある。
- ・「遊びたい! やってみたい!」を研究テーマとして、ワクワクする保育室を目指し、年齢に合わせたごっこ遊びの工夫と実践活動を積極的に取り入れている。
- ・乳児も戸外遊びを積極的に取り入れ、散歩を楽しんだり、園庭の乳児専用のスペースで遊びを存分に楽しむ環境が整えられている。

(保育サービスの実施状況)

- ・生後6か月～5歳児の保育を実施し、開所時間は平日7時30分から18時である。
- ・地域の未就園児と保護者を対象にママの子育て広場「しんかんせん広場」や子育ての自主サークル「アンパンマン」において園開放を実施している。
- ・施設長は地域で開催されている子育て出前講座で、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けている。

(地域の方とのつながりを大切にする保育)

- ・世代間交流として祖父母との交流会や、地域の社会資源活用として桜井北水土木里保全会と栽培や収穫を通して交流をすることで、子どもたちが地域に親しみ、また優しい気持ちで関わりが持てるようにしている。

(栽培や収穫体験を取り入れた保育)

- ・保育園の一画に畑があり、夏野菜やダイコン、玉ねぎ、ブロッコリーなど季節の野菜などを栽培し、野菜の種まきや収穫などを通して食に関心が持てるようようにしている。また、桜井北水土木里保全会の協力を得てさつま芋の栽培や収穫、焼き芋などの体験をする機会を持つようにしている。
- ・食育推進活動として食育指導計画や栽培計画を作成し、年齢や経験、収穫時期などを考慮して保育活動として5歳児の調理体験でカレーやピザパーティを展開している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年 5月 19日(契約日) ~ 令和3年 3月 31日(評価決定日)
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成 21年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(マニュアルや手順書、手引きなどの策定)

- ・行政の下、統一された各種のマニュアルや手順書、手引きなどが策定され保育サービスや保育園運営に活かされ必要に応じて改定され、職員に周知している。また、毎年公立保育園で受審している福祉サービス第三者評価受審結果を公立保育園施設長会議等で課題などを検討し、改定していくシステムが構築されている。

(地域の特性を生かした保育)

- ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては、事業計画の事業内容に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は地域の防災訓練、幼保小の連絡会、校区の運動会などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。
- ・「桜井公民館祭り」へ子どもの作品を展示したり、園児の祖父母と遊びを通しての交流会や、地域の未就園児の親子を対象とした保育園行事への招待、小学校区を共にする保育園との遊びやドッジボールの交流等幅広い触れ合いや交流を図っている。また、小学校とは、遠足で訪れたり沿道で小学校のマラソン大会の応援をしたり、田植えや稲刈りに参加する機会がある。
- ・地域の町内会の方で運営している桜井北水土里保全会とは、トウモロコシの種まきやさつま芋の苗植え、収穫など子どもたちの体験活動を継続して実施している。また、さつま芋は桜井北水土里保全会が焼き芋にし、降園時に親子が持ち帰りをしている。
- ・隣接する桜井神社を第2避難場所に指定しているため、散歩や遠足の機会を通して、日頃から行き慣れる場所としている。
- ・地域の子育てサークル「アンパンママ」の活動場所として要望がある時は、遊戯室の提供もやっている。
- ・コロナ禍において地域との関わりは踏み止まっているものも多いが、できる範囲で経験や体験ができるように努めている。

(3歳以上児の保育の展開)

- ・各保育室とも園庭に面して日当たりや風通しがよく、安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。5歳児の保育室は、年齢や発達に応じた遊びが展開できるように広い空間となっている。
- ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。
- ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。
- ・年長児ならではの活動として、近くの保育園との交流や運動遊び、当番活動や係などは年長児としての団結や力の発揮場となっており、年下の子どもにとっては、憧れと期待の活動ともなっている。

◇改善を求められる点

(単年度事業計画の収支計画、事業報告の策定)

- ・中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定し、それに基づいて分かりやすく工夫をしたグランドデザイン風の事業計画の策定、それに合わせて年間の行事計画を策定しているが、事業計画に収支の裏付けが読み取れない。
- ・単年度の事業計画時に、それを実現可能とするために把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことと、年度の終了時に事業報告を策定していくことを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審できたことは、保育に関する法令やマニュアルの種類や内容を職員間で一つ一つ確認しながら共通理解する機会になりました。また、65項目ある保育の評価項目についても、個人の自己評価だけでなく、グループ間や園全体での話し合いをすることで、保育の資質向上につなげることもできました。

改善点については、事業計画と収支計画の紐づけをし、実現可能となるよう努力をしたいと思います。

今後は、今まで以上に子どもたちが「遊びたい！やってみたい！」と思える魅力ある保育が展開できるよう、今回学んだことを活かして取り組んでいきたいと思えます。また、保育園と保護者や地域の方々と一緒に子どもたちの育ちを考えていけるよう交流を図り、信頼関係もより一層深めていこうと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉗・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市立保育園の保育理念と基本方針が確立され、それを基に、桜井保育園の保育目標と年齢別目標が明文化されている。 ・安城市立保育園の理念や基本方針は、福祉サービスの内容や特性を踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。地域との関わり方については、市の中・長期計画「安城市公立保育園アクションプラン」に明確に位置付けられ、桜井保育園は保育の全体的な計画に明記している。 ・理念や基本方針は、保育園事業計画や重要事項説明書、園のしおり、保育園のパンフレット、保育園だよりなどに記載されているが、ホームページには桜井保育園の保育目標と基本方針が掲載されている。また、分かりやすいようにグランドデザイン化し、掲示板や職員室、保育室、遊戯室などに掲示し、視覚的な周知を図っている。 ・職員には職員会議や研修会、保育活動展開などの折に周知を図ったり、各自の事務机に掲示し振り返りの機会としている。保護者には入園説明会や父母の会総会で資料やプロジェクターを用いて説明をしている。今年度は、登園自粛が解除された5月末に保育方針や事業計画、グランドデザインを掲載し、特別号として保護者へ配布をしている。パンフレットは市役所や子育て支援センターに設置し、広域的な情報提供を図っている。 ・安城市立保育園の保育理念と基本方針をホームページにも掲載しているが、明示の方法が保育所によって「基本方針」または「運営方針」と明示されている。基本方針または、運営方針を通して公立保育所の使命や役割をわかりやすく明示していくために、文言の共通化の検討を期待したい。 			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・㉘・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市保育園等運営方針、子ども子育て支援事業計画、福祉のあらましなどから市の動向を把握している。また、中学校区活動推進協議会や地域の町内会、小学校などの行事に参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。また、入園受付時の園見学や未就園児対象の園開放、保育園のアンケートなどから保育所を取り巻く環境の変化や保育のニーズ、子ども数の動向などを把握するように努めているが、具体的な文書化やデータ化、分析はされていない。 ・保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向や子どもの数、保護者や子ども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。 			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・㉘・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、施設長や主任保育士が現状を分析し、職員会議等で検討して課題や問題点を明らかにし、運営に反映させるように努めている。 ・ゆとりある保育展開に必要とされる職員の確保等については市と連携を図り募集をしたり、地域の潜在保育士の発掘に努めている。また、より子どもが主体性を発揮できるような行事計画の見直しをしたり、作業ノートを活用しながら職員の協力体制を図り、時間や労力などを有効的に活用して保育の準備ができるようにしている。 ・保護者へのアンケートを実施し、意見や要望などを検討し、改善をしながら保育の改善につなげるようにしている。 			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>・安城市の「安城市公立園アクションプラン」に基づいて、「質の高い保育、保育士の資質向上」が明記された市の中・長期計画の書式に、理念や基本方針の実現に向けた、「子どもの育ちを保障する、子育てライフを支援する、多様な連携と共同をつくる、子育て文化を育む、子育て子育てを支援する仕組みをつくる」など保育に関する具体的な計画を加味した桜井保育園の中・長期計画が策定されているが、施設設備や環境に関する計画や収支の裏付け、進捗状況は明示されていない。</p>				
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>・中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画や事業計画報告を策定しているが、収支計画が示されていない。単年度事業計画の食育の推進や地域支援交流については、単年度園配分収支計画の中に把握可能な事業についての収支が若干明記されている。</p> <p>・事業計画を実現可能とするために収支計画が適切に策定されていることが要件となるため、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを期待したい。</p>				
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>・事業計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。事業計画を職員に配布したり、ランドデザインにして掲示板や職員室、保育室や遊戯室に掲示して保育の手立てとして活用するようにしている。また、各自の事務机に事業計画やランドデザインを掲示し確認の機会としている。</p> <p>・事業計画の実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、事業報告として明示して配布し、次年度の計画に反映させるようにしている。</p>				
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>・ランドデザインや年間行事計画のほかに事業計画の主な内容をイラストや写真を用い分かりやすく示した資料を作成し保護者に配布をし、保護者会の総会などで説明したり、掲示をしたりして理解を促している。今年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者に直接説明する場が設けられず、配布、掲示のみのため、保護者への周知が難しい状況となっている。</p> <p>・事業計画全体のまとめとして事業報告書を策定し保護者へ配布をし、次年度への協力や理解を促すようにしていくことを望みたい。</p>				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p>				

- ・ 保育の資質向上や保育サービスについて市として組織的に第三者評価を順次受審し、課題を改善している。保育所においては、第三者評価受審該当園ではなくても毎年セルフチェックや「保育の自己チェックリスト」を活用し自己評価を行い、結果をデータ化し、保育園として全体の傾向を把握して保育に生かすように努めている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、職員の個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会や園全体で検討する場を設け、園の保育に反映させるようにしている。
- ・ 保育園独自の「自己チェック表」を基に人権に関する自己評価を行い、面談等を通して評価のまとめを行い人材育成と保育に反映させている。
- ・ 今年度は第三者評価を受審し、結果をもとに、課題の整理や改善に向けて園全体で検討していく方向にある。
- ・ 過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。
- ・ 保護者アンケートの実施や園内研修などにおいても園全体の確認やチェックにつなげ、同じ方向性で保育が行えるようにしている。

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

保9

a ・ ⑥ ・ c

<コメント>

- ・ 改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。
- ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。
- ・ 個々の自己評価を保育所全体としての傾向のデータ化を図り、課題の要因分析をし、見直しや改善に繋げていくことを期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	㉓ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、職員に配布して年度当初職員会議で表明をしている。職員室にも掲示をして確認の機会としている。保育園事業計画の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。また、保育目標を職員に置き換えてみる大切さも伝え、自らが手本となるように意識して取り組むようにしている。 ・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任については、危機管理マニュアルに基づき不在時の権限委任等について明確化している。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉔ ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入力し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を収集しリスト化し、閲覧できるように職員室に常備している。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。 			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉓ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 ・ 「思いやりの気持ちをそだてます、保育環境の充実に努めます、自然に触れる経験を大切にします、保護者や地域との連携を大切にします」を本年度の重点努力事項として設定し、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、『「遊びたい！ やってみたい！」ワクワクする保育室を目指したい！』を本園の研修テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。 			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	㉓ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内の保育事務処理や業務の単純化等働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。また、「作業ノート」の活用により人員配置を工夫し保育環境や保育準備などを効率的に行ったり、指導計画等安城市統一の書式に入力することで事務軽減に繋がっている。また、壁面の製作物もラミネート加工することで、毎年利用することができ年度当初の作業時間軽減も図っている。 ・ 保育園を取り巻く地域の危険箇所を明示した「地域散歩マップ」を作成し、保育園に掲示して子どもや保護者に周知を図るようにしている。 ・ 職員配置は、本人の意向も聞きながら、園運営や クラス運営に力を発揮できるよう考慮している。 ・ 働き方改革についても、日頃から職員に意識するよう働きかけ、時差出勤、定時退勤がしやすい職場環境づくりに努めている。 			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的なプランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。市として、より良質な保育を目指しての人員の確保や潜在保育士の確保を目指して、昨年度より安城市の園長会プロジェクトで発足した保育者確保プロジェクトを今年度は職員プロジェクトで引継ぎ、継続的に確保に向けた取り組みを検討している。保育園の掲示板にポスターを掲示したり、地域への広報活動なども行っている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制となっている。 ・ 特別支援を要する子どもに対して、加配の保育士が配置されている。また、保育に直接関わらない用務員なども配置されている。 ・ 新規保育士には、年10回の訪問指導や年8回のスタート研修を行い、保育のアドバイスを受けたり、保育について話し合ったりする場がある。 		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明確にさせ、職員の育成や活用、処遇、人事評価制度に基づく評価などが総合的に実施されている。 ・ 行政の基準に基づいた人事評価を導入し、職員に明示し実施している。正規や任期付職員は自己アピール申告票や年3回の個人面談などを通して成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。また、会計年度任用職員は意向調査表の提出をし、個人面談を実施している。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。また、行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用している。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。行政においては、自己アピール申告票や意向調査で把握する体制が整い、結果を分析や検討をして人材や人員体制に関する具体的な計画に反映させるなど、改善に向けた取り組みをしている。 ・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、新規採用の職員にはメンター制度の利用や、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルズ相談を受けられる仕組みが整えられ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士指導計画などに基づいて共通理解を図り、保育の質の向上や人材育成に取り組んでいる。また、個別面談時に職員一人ひとりに、「期待する職員像」や「自己の課題」について話し合う機会を持ち、各自の目標を設定し、面接を通して進捗状況を確認するようにしている。 ・ 主査級以上の職員には目標チャレンジ制度を導入し、シートを使用して進捗状況や効果の確認を行っている。 ・ 主任保育士が保育士個々の指導計画を作成し、また、保育士も各自で個別のチェックを毎週実施している。それぞれの自己チェックを基に一人ひとりが資質向上するような指導を実施し、意識やモチベーションを高めている。 		

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	①	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、子どもの理解を深める園内研究や公開保育、安全などの危機管理、保育のケース検討、幼保小との連携アプローチカリキュラムを取り入れた保育園の研修計画を策定し実行している。 						
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	①	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内においては、保育の目的に応じた公開保育や課題研究等の研修を実施している。 ・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や用務員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・ 研修成果の評価を反映した研修報告書や研修カードなどの研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。 ・ 報告書には、施設長や主任保育士による研修の評価やコメントを記載し、研修による成果を確認している。 ・ 新規保育士には、市のOJT制度を利用した、訪問指導やスタート研修を実施している。 						

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。						
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	①	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交わし、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また、保育所として独自の实習計画も作成し、職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士、実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。 						

II-3 運営の透明性の確保

						第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。						
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	・	①	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや保育園事業計画、パンフレットやグランドデザイン、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。保育所で行っている日々の保育の様子について、写真やコメントを掲示板に掲示したり、印刷物等で配布をしている。また、未就園児向けの園開放事業についても、地域の回覧板などで情報の提供を行っている。 ・ 苦情・相談の体制についても、園内や掲示板に掲示し、保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について保護者に公表をし、受審結果についての公表を予定している。また、過年度の評価結果は市のホームページで公開をしている。 ・ 保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事、集会等で明示したり説明をしたりして、より一層保育所の存在意義や役割を明確にしていくことを期待したい。また、必要に応じて事業の報告や財務等に関する情報公開し、運営の透明性をより確保するための取り組みを期待したい。 						

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㊦ ・ c
<コメント> ・市の規定に基づき、監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。 ・保健所の食品衛生監視も定期的に受けている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	㉖ ・ b ・ c
<コメント> ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては、事業計画の事業内容に位置付け、実践活動として参加している。また、施設長は地域の防災訓練、幼保小の連絡会、校区の運動会などに出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・「桜井公民館祭り」へ子どもの作品を展示したり、園児の祖父母と遊びを通しての交流会や、地域の未就園児の親子を対象とした保育園行事への招待、小学校区を共にする保育園との遊びやドッジボールの交流等幅広い触れ合いや交流を図っている。また、小学校とは、遠足で訪れたり浴場で小学校のマラソン大会の応援をする機会がある。 ・地域の町内会の方で運営している桜井北水土里保全会とは、トウモロコシの種まきやさつま芋の苗植え、収穫など子どもたちの体験活動を継続して実施している。また、さつま芋は桜井北水土里保全会が焼き芋にし、降園時に親子が持ち帰りをしている。 ・隣接する桜井神社を第2避難場所に指定しているため、散歩や遠足の機会を通して、日頃から行き慣れる場所としている。 ・地域の子育てサークル(アンパンママ)に活動場所として要望がある時は、遊戯室の提供も行っている。 ・社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をしている。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㊦ ・ c
<コメント> ・市のボランティアマニュアルや保育体験学習マニュアル、登録簿を整備し受入体制を整え対応している。ボランティアの受け入れ状況は、登録書に記載をしている。 ・出前お話し会、おはなしレストラン、中学校の職場体験などの地域ボランティアの受け入れを行っている。 ・保育園事業計画の運営機構にはボランティア受入担当者が明示されていないので、トラブルや事故の未然防止、また、有意義な機会とするために、ボランティア受入担当者を明示し、マニュアルに基づいてボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㊦ ・ c
<コメント> ・担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、教育センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。 ・支援の必要な子に対しては、臨床心理士や作業療法士など専門家からのアドバイスを受け、保育に活かせるよう訪問相談を利用している。 ・保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供している。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	保26	a	ⓑ	c
<コメント> ・ 地域や校区で定期的に行われる会議や青少年健全育成協議会、運動会などの行事に出席すると共に老人会などの交流、園開放などは地域との情報交換の場となっており、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。 ・ 卒園後も相談窓口として、保護者等のニーズを把握するようにしている。				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<コメント> ・ 保育所のスペースや園庭を活用して未就園児の親子を対象とした園開放や保育園見学など地域の保護者や子どもが自由に参加できる支援活動を実施している。また、保育所の専門性や特性を活かした出前講座や保育園での相談事業を通して地域の子育ての支援を行っている。 ・ 災害時における帰宅困難時の水や食料水、簡易トイレなどの備蓄品も備えている。 ・ 地域の子育てサークルに活動場所として遊戯室の提供をし、参加している保護者へ積極的に話しかけ地域の要望やニーズなどを聞くように努めている。				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示されている。ランドデザイン化して保育室や職員室に掲示し、職員会議等で共通理解を図るようにしている。子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。また、倫理綱領の読み合わせを行い周知に努めたり、人権擁護のためのセルフチェックリストをして保育の振り返りをして、一人ひとりをまるごと受け止め大切にすることも確認をしている。 ・ 子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて人権擁護マニュアルや性差別注意マニュアルなどを基にして共通理解を持つように努めている。 ・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。また、人権週間については園だよりに掲載し共通認識が持てるように配慮している。 			
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、市のプライバシー保護マニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・ 排泄や着替えなどの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。 			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、入園児のしおりは低年齢児用と幼児用に区分して作成され、年齢や用途によって丁寧な説明内容となっている。 ・ 桜井保育園の園紹介パンフレットを市役所保育課に置き、情報を広域に提供している。 ・ 保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 ・ ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、保育内容などを明確に示し、定期的に情報が更新されている。 			
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a	・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。 ・ 入園説明会において、保育園の様子をまとめたパワーポイントを用い入園のしおりに基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。 ・ 日本語理解が困難な外国籍の方には、通訳担当職員を他園より依頼し、説明内容の理解ができるような配慮も行っている。 			

Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報 を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・保育所終了後も相談窓口になることを、パンフレットや園たより、保護者向けの事業計画にも明記している。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上 に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上 を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会や生活発表会などの行事参加、試食会の機会を設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し分析結果を公表している。また、個別懇談会や希望個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。 ・得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を親たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・アンケート実施については、実施の目的を明確に示し、実施の内容や方法、時期などを見直し、多くの保護者がアンケート調査に容易に参加できるような工夫を考慮していくことを期待したい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制が確立され、市の苦情意見対応マニュアルも策定されている。重要事項説明書や入園のしおり、園だよりに明記し、掲示板にも掲示し周知を図っている。また、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。 ・苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。 		
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べることができることを園のしおりや事業計画に明記し、口頭でも保護者に周知している。また、意見箱も常設し意見を述べやすい環境を整えている。 ・登降園時には必ず門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けるとして環境を整えている。「相談記録」に記載し、内容によっては職員間で共通理解をしている。 		

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備していないが、日常的なコミュニケーションによる平易な意見や相談などは相談ノートに記録したり、引継ぎノートを介して保護者から受け速やかに対応をしている。また、意見箱を常設したり、アンケートを実施したりして意見を積極的に把握する取組をしている。 ・ 寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の危機管理研修に参加している。行政の危機管理マニュアルを基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めたり、市の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を用い職員間で検討して共有を図るようにしている。 ・ 施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、地域や保育園全体の危険個所遊具の使い方などを明記した「園内安全マップ」、「散歩マップ」などを掲示したり、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。また、低年齢児の保護者に対しては、写真も使用して遊具の利用年齢が分かるようにしている。 ・ 遊具や備品、樹木等の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の保健衛生マニュアルを基に、感染症発生時対応マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発刊されている。 ・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、各保育室や遊戯室、職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の行動マニュアルを基に、災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。行政の下に耐震対策や防災対策が施されている。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。また、保護者の協力を得て引き渡しの避難訓練を実施している。災害時の安否確認などの情報発信のために保護者の協力を得て、「安心安全メール」の登録もしている。 ・ 安城市規定の災害時初動体制確認実施要領に基づいた訓練を保育園で実施すると共に、矢作川浸水想定区域に該当しており、園横の鹿乗川の氾濫の危険が予想されていることを保護者へ周知し、危機意識を高めていくようにしている。 ・ 災害発生時における保護者の帰宅困難の対応、食料や水、備品の備蓄を整備している。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会でされている。 			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	ⓑ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準的実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。 ・保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。 			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	a	ⓑ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や特別支援を要する子どもについては、個別の指導計画を策定している。 			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	ⓑ · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。 			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	Ⓐ	b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・記録内容や書き方に差異が生じないように「安城市統一の様式への記載」に基づいて記載し、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。 			

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	①	・	b	・	c
<コメント> ・子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をしたり、ガイドラインなどで周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。						

A-1 保育内容

		第三者評価結果				
A-1-(1) 保育の全体的計画の作成						
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的計画の作成をしている。	保46	①	・	b	・	c
<コメント> ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、学校教育法、保育所保育指針等に示されている趣旨を踏まえ、安城市の保育の全体的な計画が編成されている。保育の全体的な計画は、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮したものとなっている。 ・保育の全体的な計画を受けて、子どもの遊びや生活を通して、「子どもの今を大切にし、一人一人が生活を楽しみ、身心ともに健やかな子を育てる」を目指して、「元気な子ども、友達と仲良く遊ぶ子ども、進んで物事に取り組む子ども、挨拶をする子ども」を育てることを桜井保育園の目標に掲げ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。 ・市の保育の全体的な計画のため、当該保育園職員参画で編成はされていないが、編成委員を介して職員の意見が反映されたものとなっている。また、定期的に評価し次の編成に生かすように努力をしている。						
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開						
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①	・	b	・	c
<コメント> ・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。 ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・全トイレが暖房便座対応で、低年齢児保育室の手洗いは温水も可能であり、生活の利便性を図っている。 ・生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるように点検をし、環境を整えている。 ・遊戯室の一画に図書コーナーを設け、子ども同士や親子で絵本が楽しめるような環境を整えている。 ・子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・保育室から広い屋外が一望でき、園庭の活動状況や木々の変化から四季の移ろいが把握できる。また、園庭やどの保育室からも新幹線やDr. イエローを見ることができ喜びや癒しが臨める環境にある。						
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	・	①	・	c
<コメント> ・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面では「私メッセージ」での対応や言葉かけに心がけ、子どもをよく受容するように努めている。また、自己肯定感の持てるよう、肯定的な言葉をかけたり、子どもの姿を肯定的に見て褒めていくことに心がけて一人ひとりに寄り添った保育をするようにしている。						

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、できたことを認めたりする中で、自分で出来た経験や自信を積み重ね、基本的習慣が身につくようにしている。また、子どもが生活や身支度の流れが分かるように、写真やイラストで掲示したり、時間を意識できるようにキャラクターや色のシールを貼ったりして、分かりやすい工夫をしている。 		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供され、作品を大切にしながら遊びの中に継続的に取り入れている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている。 ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。 ・園庭には桜や銀杏、楠、樺など四季を感じる樹木や花壇、季節の野菜が収穫できる畑があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。昆虫やメダカなどの飼育や草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・園児の祖父母と一緒に様々な遊びを通して思いやる心を育むようにしている。また、地域の桜井北水士里保全会の協力を得て、トウモロコシの種まきやさつま芋の苗植え、収穫など子どもたちの体験活動を継続して実施している。 ・「散歩マップ」を見て近隣の神社や公園で遊んだり、地域散策などで身近な社会事象や自然事象に触れる機会がある。また、地域の保育園と一緒に遊びやドッジボールなどの交流を図っている。小学校とは、遠足で訪れたり沿道で小学校のマラソン大会の応援をする機会があり、小学校への期待が持てるようにしている。 		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室は、園庭に面して日当たりや風通しがよく、0歳児と1歳児がともに生活をしている。安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定して、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを実施している。床暖は設置されていないが、快適に過ごせるように工夫している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをしたりして、語り掛けやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。窓越しに新幹線をみたり、子どもたちが園庭で遊ぶ姿を眺められる環境にある。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2歳児室も、園庭に面して日当たりや風通しがよく、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・2歳児の子ども発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。 		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室とも園庭に面して日当たりや風通しがよく、安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。5歳児の保育室は、年齢や発達に応じた遊びが展開できるように広い空間となっている。 ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・年長児ならではの活動として、近くの保育園との交流や運動遊び、当番活動や係などは年長児としての団結や力の発揮場となっており、年下の子どもにとっては、憧れと期待の活動ともなっている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、臨床心理士や作業療法士の訪問や指導、助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、保護者に同意を得て専門機関への同行もしている。生活場面では、表示を分かりやすくしたり生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びが指導計画の中で位置づけられ、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫をしている。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継ぎをクラスごとの引継ぎノートで明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。 ・保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを遊びや異年齢保育を通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に送付し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校との合同会議の出席や教育委員会、小学校教師、臨床心理士が来園し、子どもの様子を観察し、状況を検討する教育訪問の機会がある。 ・市の「アプローチカリキュラム」を基に就学を見通した保育の配慮をしている。また、指導計画立案と共にアプローチカリキュラムチェックシートで振り返りを行うことで目指す子どもの姿が意識できるようにしている。 ・就学時健康診断と入学説明会に親子で参加をする機会を通して、小学校への期待が持てるようにしている。 ・保護者には保育参観などで子どもの様子を観る機会や懇談会などの中で、施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。 		

A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健マニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。 ・登園時の健康状態の確認を、低年齢児は個人の連絡ノート、幼児組は個別の健康管理確認書で毎日の体温や体調等の健康状態を担当が登園後すぐ確認するようにしている。日々の怪我や体調不良、感染症等については看護師に確認してもらい記録をし、状況について職員間で共有している。 ・乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時には年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士、看護師が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。 ・保健マニュアルの読み合せを毎年実施している。けがやアレルギーの対応マニュアルは、新年度当初、水遊びや熱中症に関するものは、時期に合わせて行うようにしている。 ・子どもの既往歴や予防接種については、入所時に保護者が児童票に記載し、入所後に発症、接種したもののについては、懇談会時に聞き取りをして追記するようにしている。 ・低年齢児は個人の連絡ノート、幼児組は個別の健康管理確認書で毎日の健康状態(体温・体調等)を担当が登園後すぐ確認するようにしている。また、体調不良児の情報は職員間で共有し、遊びや食事等で配慮できるようにし、降園時には保護者へ日中の様子を伝えるようにもしている。 			
A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗いやうがいなど保育の場面に反映させている。 ・5歳児は、保育園で実施している保健センター主催のデンタルケア教室に親子で参加したり、園の歯科医にフッ化物洗口について説明を受け、保護者に同意を得てフッ化物洗口を行っている。年中、年少児には、保育園の看護師によるうがい指導を実施している。 			
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て保護者、施設長、主任保育士、看護師を交え面接を行っている。 ・給食実施においては保護者や施設長、主任保育士、看護師を交え、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、給食センターと連携し除去食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、看護師、用務員、担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。アレルギー児は、個別に名前、アレルギー品目を明記した専用のトレーを使用し、アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしている。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。 ・緊急時対応訓練の中で、アレルギーの誤食を想定した訓練を行い、どの職員でも対応できるようにしている。 			

A-1- (4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a · b · c	
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・ミニトマトなどの夏野菜や大根、玉ねぎなどを子どもと一緒に栽培し、クッキング体験をしたり、収穫物を持ち帰り家族で食する機会を作っている。また、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の献立表を配布したり、サンプルを展示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしているが、今年度は給食の写真にメニューを書き加えて掲示している。 ・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。 			
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · b · c	
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・給食センターで作られた食事を提供しているが、管理栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 ・職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、検食簿に記載し給食センターに提出をして連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。また、5歳児には、市の栄養士による食事指導の機会もある。 ・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a · b · c	
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・入園式や父母の会総会、行事、懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。また、日々の保育内容や子どもの様子について、掲示板に記載したり写真を掲示している。 ・家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 			
A-2- (2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a · b · c	
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。 ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて臨床心理士と連携を取るようにしている。 ・意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。 			

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についての市のマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。 ・マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。 ・11月の虐待防止月間には、ポスターやリーフレットを使用し、保護者への啓発活動もしている。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。また、園独自の自己チェックを毎週、毎月実施し、自身の保育を振り返る機会としている。 ・自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。 		